

28豊行（情運）第5号
平成28年7月11日

豊橋市長 佐原光一様

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

会長 佐野真一郎

特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申第15号）

平成28年5月16日付け28豊市民第61号にて諮問のあった案件について、下記のとおり答申する。

記

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第1項に基づき作成した住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の再評価による特定個人情報ファイル（再評価）の取扱いについて審議した結果、特定個人情報ファイルの取り扱いに問題が無いことを認める。

なお、委員の意見を次のとおり付記する。

実施機関の説明によると、特定個人情報を含むデータの保存を民間会社のデータセンターへ委託することに関し、再委託することもあるとのことである。再委託をすることにより、再委託先から特定個人情報を含むデータが漏えいするリスクが高まるため、市は、再委託先を含め適切に監督するための仕組みを取り入れるよう検討されたい。

以上